

## 宇都宮市工事成績活用型制限付き一般競争入札実施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、本市が発注する建設工事の品質の向上及び優良な市内業者の受注機会の拡大と技術力の向上を目的に、宇都宮市制限付き一般競争入札実施要領第4条第5号に定めた制限付き一般競争入札の競争参加資格要件として、宇都宮市工事成績評定実施要領に基づき採点された工事成績評定点（以下「評定点」という。）を活用する「工事成績活用型制限付き一般競争入札」（以下「成績活用型入札」という。）を実施するため、その事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

**第2条** 成績活用型入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、工事担当課から契約課長に契約依頼があった工事案件のうち、入札参加審査委員会又は入札参加選考委員会の審議を経て、市長が決定するものとする。

2 対象工事は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 1件の工事の予定価格が、原則、500万円以上2,500万円未満の工事
- (2) 工種・等級（以下「対象工種」という。）は、別表1に定める。
- (3) その他工事の性質等に照らし、成績活用型入札の執行が必要と認められる工事

### (基準点の設定)

**第3条** 成績活用型入札に参加可能とする評定点の基準（以下「基準点」という。）は、対象工種において、前年度に検査室が検査を完了した対象工種ごとの評定点の平均点数（1未満の端数があるときは、その端数の小数第一位を切り捨てる。）とする。

### (競争参加資格要件)

**第4条** 成績活用型入札に参加できる者（以下「対象者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 対象工種において、成績活用型入札の名簿公表時から契約締結までの間、宇都宮市入札参加有資格者名簿に継続して登録しており、宇都宮市内に主たる事業所（本店）を設けて営業を行っている者
- (2) 対象工種において、過去3か年度に検査室が検査を完了した評定点の平均点（1

未満の端数があるときは、その端数の小数第二位を切り上げる。)が、前条に定める基準点以上である者

(3) 過去3か年度以内に宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく、入札参加停止措置を受けていない者

**(競争性の確保)**

**第5条** 前条に規定する対象者が、対象工種ごとに8者以上確保できない場合、当該対象工種における成績活用型入札は行わないものとする。

**(基準点及び対象者の公表)**

**第6条** 基準点及び対象者を記載した名簿を作成し、宇都宮市入札参加資格等に関する要綱第9条第1号の定期更新年度の翌年度の7月末までに、契約課及び行政情報センターにおいて名簿を公表するとともに、対象者に対して当該名簿に登載されていることを通知するものとする。

**(有効期間)**

**第7条** 名簿の有効期間は宇都宮市入札参加資格等に関する要綱第9条第1号の定期更新年度の翌年度の8月1日から翌々年度の3月31日までとし、対象者は当該期間中に公告した対象工事に参加できるものとする。

**(共同企業体の評定点の取扱い)**

**第8条** 共同企業体により施工した工事にあつては、当該工事の評定点を当該共同企業体の構成員の評定点として取扱うものとする。

**(補則)**

**第9条** この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から適用する。

附 則

(適用日)

1 この要領は、平成29年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第6条及び第7条の規定は、この要領の適用の日以後に公表された名簿について適用し、同日前に公表された名簿については、従前の例による。ただし、平成29年9月に公表された名簿の有効期間については、平成31年3月31日までとする。

附 則

この要領は，令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

工 種	等級
土木一式工事	B
	C
建築一式工事	B
ほ装工事	A
	B